

## 第130号議案

### 島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際知事若しくは西部福祉事務所の長（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事等に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては邑智郡川本町若しくは同郡美郷町の長又はこれらの町の福祉事務所の長（以下「町長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ当該町長等がした処分その他の行為又は当該町長等に対してされた申請その他の行為とみなす。

##### （職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「福祉事務所」を「健康福祉部地域福祉課」に改め、「職員」の次に「（健康福祉部地域福祉課に勤務する職員にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村に派遣されている職員に限る。）」を加える。